

令和4年度事業報告書

第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

第2 事業内容

事業名	事業内容
<p>1 第1号事業 (広報啓発活動)</p>	<p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催 県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第31回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。 ア 7月22日(金)、ホテルメトロポリタン秋田、関係者約90人参加《会長代理、副会長、顧問、理事長、評議員長、監事、専務理事、理事、評議員、県民会議職員等参加》 イ 表彰状授与(暴排活動功労者) ・東北ブロック表彰 2個人 ・県表彰 14個人 ウ 感謝状贈呈(暴力追放運動功労者) ・警察本部長感謝状 1個人 ・理事長感謝状 2個人</p> <p>(2) 暴力団排除思想の高揚 ア 広報啓発活動 (ア) 秋田中央交通の路線バスを活用した広報 バス内に暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用して暴力相談フリーダイヤル電話を周知。潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成及び県民会議の知名度アップを図った。 【ステッカー貼付】 ・車両 バス3台(車内貼付2台、車外貼付1台) ・期間 1年間(令和4年4月1日～令和5年3月31日) 【車内放送】 ・車両 バス停「千秋公園前」・「木内前」間通過全車両 ・区間 上記バス停「千秋公園前」と「木内前」の間 ・期間 1年間(令和4年4月1日～令和5年3月31日) (イ) 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 本紙面に広告掲載し、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成及び県民会議の知名度アップを図ったほか、賛助会員募集も広報。(9月21日、1月18日) (ロ) FM秋田を活用した広報 ・ FM秋田の毎週土曜日の番組「あきたをあそぼ一冬」が終了後の午前11時55分に暴力相談等を広報し、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成及び県民会議の知名度アップを図った。 ・ FM秋田発行のリーフレットに、暴力相談フリーダイヤル電話の広告を掲載して相談制度の周知と潜在被害者の掘り起こしを図ったほか、賛助会員募集も広報。(1月～3月31日) (ハ) 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 郵宣東日本支社に発注し暴力相談フリーダイヤル電話等の広告を印刷した「郵便局窓口現金用封筒」を県内6郵便局(秋田中央局・土崎局・大館局・能代駅前局・大曲局・横手局)にて広報。 広告掲載封筒は計8,000枚、郵宣の在庫調査結果で継続を判断。(2月6日～3月31日)</p>

事業名	事業内容
	(エ) 他団体広報誌を活用した広報 秋田県遊技業協同組合機関誌「秋遊協会報第181号」に広告を掲載し、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識醸成及び県民会議の知名度アップを図った。賛助会員募集も広報。(1月)
	イ 機関誌(紙)等の作成・配布
	【作成】
(ア)	全国センターだより(春102号、夏103号、秋104号、冬105号) 各90部
(イ)	不当要求防止責任者教本(令和4年版) 4月 550部 8月 200部 3月 100部
(ロ)	リーフレット(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動 6月2,000部
(エ)	機関紙「あきた県民会議Joho」 230号~238号 《専務理事作成》
(オ)	機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol.49」 11月1,400部
	【配布】
(ア)	全国センターだより 102号~105号 役員、相談委員、警察関係者等 各80部 県民ホールパンフレットスタンド 各10部
(イ)	不当要求防止責任者教本 《令和3年版》不当要求防止責任者講習 5月~6月154部 《令和4年版》不当要求防止責任者講習 7月~12月568部
(ロ)	リーフレット(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動 《令和3年版》不当要求防止責任者講習 5月~6月154部 《令和4年版》不当要求防止責任者講習 7月~12月568部 秋田県被害者支援連絡協議会少年問題研修部会 10月 25部 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 740部 少年指導員研修会 11月 40部 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部 暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会 2月 22部 県民ホールパンフレットスタンド 10月 10部
(エ)	機関紙「あきた県民会議Joho」230号~238号 賛助会員等 Eメール配信9回 その他 ホームページ掲載
(オ)	機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol.49」 役員、相談委員・警察関係者、賛助会員等 11月 600部 不当要求防止責任者講習 11月~12月159部 離脱者等支援協賛事業所 1月 24部 暴力団離脱者社会復帰支援連絡会 2月 22部 県民ホールパンフレットスタンド 11月 10部
	ウ 暴排資料等の作成・配布
	【作成】
(ア)	暴力団排除リーフレット 4月2,000枚
(イ)	民暴相談のしおり<2022年版> 5月 100部
(ロ)	暴排ポスター 5月 580部
(エ)	暴力団情勢と対策<2022年版> 6月2,300部
(オ)	県民大会景品(防災グッズ) 7月 160個
(カ)	暴追ポケットティッシュ 7月1,000個
(キ)	暴追ポケットティッシュ 10月1,000個
(ク)	暴追カレンダー<2023年版> 12月1,000部
(ケ)	秋田県暴力団排除条例チラシ 12月1,000部
(コ)	暴追メモ帳 12月1,000部
(サ)	「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー 12月1,000枚
(シ)	暴追ウエットシート 1月1,000枚

事業名	事業内容
	【配布】
(ア)	暴力団情勢と対策〈2021年版〉
	賛助会員 4月 660部
	組織犯罪対策課 5月 15部
	不当要求防止責任者講習 5月～6月154部
	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 6月29日25部
(イ)	暴力団排除リーフレット
	不当要求防止責任者講習 5月～12月722枚
	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 6月29日25部
	ブロック別暴力追放推進委員研修会 1・1月 740部
	暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部
	暴力団離脱者社会復帰支援連絡会 2月 22部
	県民ホールパンフレットスタンド 6月10部 10月10部
(ウ)	民暴相談のしおり〈2022年版〉
	相談関係機関連絡協議会ネットワーク委員会 6月29日25部
	県民ホールパンフレットスタンド 6月～9月75部
(エ)	暴排ポスター
	公共機関・金融機関 6月 700枚
	暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24枚
	事務局前 通年 1枚
(オ)	暴力団情勢と対策〈2022年版〉
	組織犯罪対策課 8月 15部
	不当要求防止責任者講習 7月～12月568部
	国土交通省秋田河川国道事務所用地取得業務不当要求行為防止対策研究会 10月 30部
	被害者支援連絡協議会少年問題研究部会 10月 25部
	ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 740部
	少年指導員研修会 11月 40部
	暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部
	暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会 2月 22部
	県民ホールパンフレットスタンド 10月 10部
(カ)	暴力団離脱者社会復帰支援チラシ
	不当要求防止責任者講習 5月～12月722枚
	ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 740部
	暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部
	暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会 2月 22部
	県民ホールパンフレットスタンド 10月 10部
(キ)	秋田県暴力団排除条例チラシ
	不当要求防止責任者講習 5月～12月722枚
	ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 740部
	暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部
	暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会 2月 22部
(ク)	パンフレット青少年を暴力団から守るためのQ&A
	不当要求防止責任者講習 5月～12月722枚
	被害者支援連絡協議会少年問題研究部会 10月 25部
	少年指導員研修会 11月 40部
(ケ)	防災グッズ(県民大会景品)
	第31回暴力団壊滅県民大会 7月 100部
	ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 40部
(コ)	暴追ポケットティッシュ
	賛助会員 4月 660部
	ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 700部
	暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部
	県民ホール 10月～3月70部
	事務局カウンター 10月～3月70部

事業名	事業内容
(伊)	暴追カレンダー〈2023年版〉 役員・相談委員・警察関係者・会員等 12月 900部 県民ホールパンフレットスタンド 12月 30部 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24部 警察関係者 1月 30部
(シ)	暴追メモ帳 賛助会員 4月 660部 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 40部 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 48部 組織犯罪対策課に提供 1月 20部 県民ホール 10月～2月 50部 事務局カウンター 10月～2月 50部
(ス)	暴追ボールペン 賛助会員 4月 660本 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 40本 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24本 事務局カウンター 10月 10本
(セ)	暴追クリアファイル 賛助会員 4月 660枚 ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 40枚 暴力団離脱者等支援協賛事業所 1月 24枚 暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会 2月 22枚
(ソ)	「不当要求防止責任者選任事業所」ステッカー 不当要求防止責任者講習 5月～12月 562枚
(タ)	暴追ウエットシート 理事会役員 3月 10枚
エ	暴排DVDの購入
(ア)	大阪府暴力追放センター「不当要求対策」3本4月無償入手
(イ)	警視庁暴力団対策課製作「不当要求」2本8月購入
オ	民間の自主的組織活動の支援 各地区暴力追放運動推進委員会に、活動に必要な資料を提供。 (ブロック別暴力追放推進委員研修会 11月 上表のとおり)
カ	県民ホールパンフレットスタンド等への暴排資料の提供 警察本部県民ホールに設置の県民会議パンフレットスタンド及び 事務局カウンターに、来庁者用暴排資料等を提供。(上表のとおり)
ク	キャンペーンへの参加 秋田拠点センター アルベ きらめき広場 で開催の秋田県 警察主催「年末年始特別警戒出動式」に参加。 《理事長、専務理事及び県民会議職員参加》(12月8日)
(3)	県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に県・市町村暴排条例及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)を解説。(25回722人)
(4)	各種契約に「暴排条項」の導入を推奨 不当要求防止責任者講習時や関係機関・団体との連絡協議会 及び各種相談時等を活用し、約款・契約等への暴排条項導入及び 契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。(通年)
(5)	ホームページの有効活用
ア	ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。
イ	主な掲載内容 県民会議の行事や暴排活動等を紹介するなど内容を充実させ、 随時情報提供を実施。

事業名	事業内容															
	<p>(ア) 事業内容、組織構成、財務概要、情勢と対応、情報開示 賛助会員の募集</p> <p>(イ) 不当要求防止責任者講習 a 受講までの手続 b 開催日程・場所等</p> <p>(ウ) 不当要求被害防止DVD(無料貸出用)の一覧表</p> <p>(エ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための「政府指針」</p> <p>(オ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況</p> <p>(カ) 暴力追放功労者表彰(全国表彰等)</p> <p>(キ) 機関紙「あきた県民会議」o h o」</p> <p>(6) 賛助会員・賛助金の状況</p> <p>ア ホームページによる広報のほか、不当要求防止責任者講習や各種会合等でリーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し募集広報を実施。</p> <p>イ 賛助会員数(3月31日現在)</p> <p>(ア) 賛助会員数 650企業、31個人(801.5口)</p> <p>(イ) 賛助金納入状況 625企業、29個人(771万5,000円)</p> <p>(ウ) 未納状況 25企業、2個人(29万円) (2企業が年度途中入会でのため半額の1万円を未納計上)</p> <p>(エ) 新規加入 8企業、12口</p> <p>(オ) 退会 18企業、19口</p>															
<p>2 第2号事業 (暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動)</p>	<p>(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援</p> <p>ア 予防活動等に関する暴排資料の提供</p> <p>(ア) 機関紙「あきた県民会議」o h o」の発行(上表のとおり)</p> <p>(イ) 機関誌「あきた県民会議だよりAOC vol. 49」の発行(同上)</p> <p>(ウ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (上表のとおり)</p> <p>イ 不当要求被害防止DVDの貸出状況</p> <table border="1" data-bbox="496 1176 1428 1377"> <tr> <td>(ア) ALSOK秋田</td> <td>「不当要求対策」等2本</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>(イ) 秋田県信用保証協会</td> <td>「不当要求対策」等2本</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 仙北市役所</td> <td>「不当要求対策」等2本</td> <td>10月</td> </tr> <tr> <td>(エ) 秋田県防犯協会連合会</td> <td>「不当要求対策」等6本</td> <td>2月</td> </tr> <tr> <td>(オ) JAうご</td> <td>「不当要求を見極めるポイント」等2本</td> <td>3月</td> </tr> </table> <p>ウ 不当要求対策DVDの活用 大阪府暴力追放推進センターから入手したDVD「不当要求対策」を、不当要求防止責任者講習で活用し視聴覚教養を実施。 (5月～12月)</p> <p>(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化</p> <p>ア 暴力追放推進委員の委嘱 第15期暴力追放推進委員(任期：令和6年3月31日まで)に県内14地区231人を理事長が委嘱(令和4年4月1日)。任期途中の11月と1月にそれぞれ1名死亡。委嘱数229人。</p> <p>イ 活動支援金の交付 上記各地区暴力追放推進委員会に対し、活動支援金(委員1人につき2,000円)を交付。(9月)</p> <p>ウ 暴力団情報・資料の提供、暴力追放推進委員研修会の開催</p> <p>(ア) 各地区暴力追放推進委員会に、活動に必要な資料を提供 (上表のとおり)</p> <p>(イ) 県内を3ブロック(県北、中央・由利、県南)に分け、ブロック別に暴力追放推進委員の研修会を開催。 ・県南地区《専務理事、事務局長出席》(11月7日、横手市) ・中央・由利地区《同上》(11月9日、秋田市) ・県北地区《同上》(11月16日、大館市)</p>	(ア) ALSOK秋田	「不当要求対策」等2本	6月	(イ) 秋田県信用保証協会	「不当要求対策」等2本	9月	(ウ) 仙北市役所	「不当要求対策」等2本	10月	(エ) 秋田県防犯協会連合会	「不当要求対策」等6本	2月	(オ) JAうご	「不当要求を見極めるポイント」等2本	3月
(ア) ALSOK秋田	「不当要求対策」等2本	6月														
(イ) 秋田県信用保証協会	「不当要求対策」等2本	9月														
(ウ) 仙北市役所	「不当要求対策」等2本	10月														
(エ) 秋田県防犯協会連合会	「不当要求対策」等6本	2月														
(オ) JAうご	「不当要求を見極めるポイント」等2本	3月														

事業名	事業内容																												
	<p>(3) 関係機関・団体との連携の強化と暴排資料の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 秋田県遊技業組合通常総会《専務理事出席》(5月26日) イ 秋田県相談関係機関連絡協議会相談ネットワーク委員会《事務局長出席》(6月29日 提供資料上表のとおり) ウ 司法修習生に対する講義《専務理事出席》(8月18日) エ 国土交通省秋田河川国道事務所用地取得業務における不当要求行為対策研修会《専務理事、事務局長出席》(10月4日 提供資料上表のとおり) オ 秋田県被害者支援連絡協議会少年問題研究部会《事務局長出席》(10月5日 提供資料上表のとおり) カ 秋田県街商協会定例役員会《専務理事出席》(10月19日) キ 秋田県被害者支援連絡協議会総会《事務局長出席》(11月1日) ク 少年指導員研修会《専務理事出席》(11月21日、25日 提供資料上表のとおり) ケ 県警察・弁護士会との民事介入暴力対策研究会《専務理事、事務局長出席》(12月20日) 提供資料 令和4年度不当要求防止責任者講習受講者アンケート調査結果 コ 秋田県警察来日外国人犯罪対策連絡協議会(書面開催)《事務局長対応》(12月22日) サ 秋田県警察証券会社連絡会総会(書面開催)《専務理事対応》(3月1日) シ 秋田県街商協会総会《専務理事出席》(3月15日) 																												
<p>3 第3号事業 (暴力相談活動)</p>	<p>(1) 暴力相談に対する専門性の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 毎年度の暴力追放相談委員(任期：令和5年3月31日まで)に、弁護士10人、保護司5人、少年指導員5人を理事長が委嘱(令和4年4月1日)。 イ 常勤相談委員1人(警察OB)が県民会議職員として常勤。 ウ 秋田弁護士会と連携し、暴力追放相談委員に委嘱した弁護士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。 <p>(2) 暴力相談への的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による無料相談所を継続開設。 イ 相談活動実施状況(令和4年4月1日～令和5年3月31日) <ul style="list-style-type: none"> (ア) 相談受案件数 83件(前年比-45件) (イ) 相談対象 <table border="1" data-bbox="518 1462 1066 1568"> <tr> <td>企業</td> <td>64件</td> <td>(前年比-37)</td> </tr> <tr> <td>行政</td> <td>10件</td> <td>(前年比-9)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>9件</td> <td>(前年比+1)</td> </tr> </table> (ウ) 相談種別 <table border="1" data-bbox="518 1592 1066 1854"> <tr> <td>離脱・勧誘・加入強要関係</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>暴力的不当行為</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>刑罰法令に関する相談</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>刑罰法令以外の行為</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>暴対法に関する相談 (センター事業4件、その他1件)</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>その他の暴力関係 (反社勢力関係照会等)</td> <td>75件</td> </tr> </table> (エ) 相談内容の対象暴力団等 <table border="1" data-bbox="518 1879 1066 1984"> <tr> <td>指定暴力団</td> <td>2件</td> <td>(山口組2件)</td> </tr> <tr> <td>準構成員等</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>81件</td> </tr> </table> 	企業	64件	(前年比-37)	行政	10件	(前年比-9)	その他	9件	(前年比+1)	離脱・勧誘・加入強要関係	0件	暴力的不当行為	0件	刑罰法令に関する相談	0件	刑罰法令以外の行為	3件	暴対法に関する相談 (センター事業4件、その他1件)	5件	その他の暴力関係 (反社勢力関係照会等)	75件	指定暴力団	2件	(山口組2件)	準構成員等	0件	その他	81件
企業	64件	(前年比-37)																											
行政	10件	(前年比-9)																											
その他	9件	(前年比+1)																											
離脱・勧誘・加入強要関係	0件																												
暴力的不当行為	0件																												
刑罰法令に関する相談	0件																												
刑罰法令以外の行為	3件																												
暴対法に関する相談 (センター事業4件、その他1件)	5件																												
その他の暴力関係 (反社勢力関係照会等)	75件																												
指定暴力団	2件	(山口組2件)																											
準構成員等	0件																												
その他	81件																												

事業名	事業内容																										
	<p>(ア) 処理状況</p> <table border="1" data-bbox="590 257 933 369"> <tr><td>解決</td><td>79件</td></tr> <tr><td>引継ぎ</td><td>4件</td></tr> <tr><td>継続処理中</td><td>0件</td></tr> </table> <p>(カ) 相談者の業種別</p> <table border="1" data-bbox="590 380 1284 560"> <tr><td>行政</td><td>10件</td><td>公益事業</td><td>6件</td></tr> <tr><td>金融・保険業</td><td>29件</td><td>警備業</td><td>18件</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td>8件</td><td>建設業</td><td>1件</td></tr> <tr><td>運輸業</td><td>1件</td><td>サービス業</td><td>1件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>9件</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>(3) 「暴力相談」利用の促進</p> <p>ア ホームページによる広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり</p> <p>イ 秋田中央交通の路線バスを活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり</p> <p>ウ 秋田さきがけ新報紙面を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり</p> <p>エ FM秋田を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり</p> <p>オ 郵便局窓口現金用封筒を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり</p> <p>カ 他団体広報誌を活用した広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり</p> <p>キ 各種会合等における広報 上記「第1号事業(広報啓発活動)」に記載のとおり</p> <p>ク 不当要求防止責任者講習における広報</p> <p>(7) リーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等を配布し広報。</p> <p>(4) 不当要求防止責任者講習会場に「巡回暴力相談所」を開設。 (5月～12月秋田市以外で17回)</p> <p>ケ 他機関紙(誌)への広報依頼 「ふきのとうホットライン」等秋田県等発行のリーフレットに「暴力相談窓口」の掲載を依頼。(4月)</p>	解決	79件	引継ぎ	4件	継続処理中	0件	行政	10件	公益事業	6件	金融・保険業	29件	警備業	18件	不動産業	8件	建設業	1件	運輸業	1件	サービス業	1件	その他	9件		
解決	79件																										
引継ぎ	4件																										
継続処理中	0件																										
行政	10件	公益事業	6件																								
金融・保険業	29件	警備業	18件																								
不動産業	8件	建設業	1件																								
運輸業	1件	サービス業	1件																								
その他	9件																										
<p>4 第4号事業 (少年に対する暴力団の影響を排除する活動)</p>	<p>(1) 少年を暴力団から守るための活動</p> <p>ア 弁護士10人、保護司5人、少年指導委員5人を暴力相談委員に委嘱し、暴力相談委員による少年相談への対応体制を構築して、関係機関・団体と連携強化。(4月) 委嘱状況は上記第3号事業(暴力相談活動)に記載のとおり</p> <p>イ 「秋田県少年指導委員研修会」において、暴力相談業務の重要性、暴力団の実態及び少年に対する影響の排除を講話し、県警察人身安全対策課及び少年指導員と連携強化。 《専務理事出席》(11月 提供資料上表のとおり)</p> <p>(2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動</p> <p>ア 秋田県被害者支援連絡協議会少年問題研究部会出席者に「青少年を暴力団からも守るためのQ&A」を配布し、関係機関・団体と連携強化。(10月5日 配布資料上表のとおり)</p> <p>イ 少年指導員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるため有効活用。 (11月 配付状況上表のとおり)</p> <p>ウ 不当要求防止責任者講習受講者の学校関係者(高等学校及び教育委員会関係者)や子どもを持つ親に対し「青少年を暴力団から守るためのQ&A」を配布し、生徒指導及び監護への活用を図るため有効活用。 (5月～12月 25回 配付状況上表のとおり)</p>																										

事業名	事業内容
5 第5号事業 (暴力団離脱者に対する支援活動)	(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動 ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザー等と連携し、暴力団離脱希望者等の情報等を把握 (通年) イ 暴力団離脱者等社会復帰支援連絡会を開催し、県民会議の活動状況等の報告のほか、意見交換を実施して、関係機関・団体と連携を強化。《専務理事以下》(2月9日) ウ 秋田県街商協会と情報交換及び協力要請を実施。 (通年) (総会等への出席状況は上表記載のとおり) (2) 離脱者等協賛事業所と連携強化 ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、県内の離脱者等協賛事業所を訪問し、離脱者等就労に対する理解と協力を要請。《事務局長、川口相談委員対応》(1月10日～13日 配付資料上表のとおり) イ 雇用報奨金支給は、令和4年度取扱いなし。 (3) 離脱希望者等に対する支援 令和4年度取扱いなし。
6 第6号事業 (暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動)	(1) 制度の周知徹底を図るための広報 ア ホームページによる広報。 イ リーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布による広報。 ウ チラシ等暴排資料による広報。(配付状況上表のとおり) エ 会議、講習会等を活用した広報 関係機関との会議及び不当要求防止責任者講習等においてリーフレット及びチラシ等により広報。(配付状況上表のとおり) (2) 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 令和4年度取扱いなし。
7 第7号事業 (不当要求防止責任者講習の実施)	(1) 秋田弁護士会及び県警察との不当要求防止責任者講習関係意見交換会 5月11日、弁護士会館にて、令和4度不当要求防止責任者講習のあり方につき意見交換会を実施。 (2) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に「県・市町村暴排条例」及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)を解説。(25回722人) (3) 「不当要求防止責任者講習」受講の促進 ア ホームページ及びリーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」に責任者講習の受講申込方法、開催日程表等を掲載し、受講を奨励。 イ 警察本部組織犯罪対策課と連携し、受講経歴者、受講希望者に対する受講案内を送付。 (4) 不当要求による被害防止体制の確立 不当要求防止責任者講習では、講習資料「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布、不当要求被害防止対応DVD等を活用して、責任者の役割、対応のための基本的心構え、具体的対応要領、事業所内での対応マニュアル作成等を教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。

事業名	事業内容																																									
	<p>(5) 不当要求防止責任者講習内容の充実</p> <p>ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容（通年）</p> <p>(ア) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。</p> <p>(イ) 警察本部組織犯罪対策課員による暴力団情勢等の講話を実施。</p> <p>(ウ) 不当要求被害防止DVD「不当要求対策」等を活用した講習を実施。</p> <p>(エ) 最近の暴力団等反社会的勢力関係者が絡む相談事例及び特殊詐欺被害事例等紹介による講習を実施。</p> <p>(オ) 講習の都度アンケート調査を実施し、その結果を講習に反映させ充実化。</p> <p>イ 講習の実施状況（令和4年5月～12月）</p> <p>(ア) 実施回数 25回（昨年比±0回） 県内10会場で実施</p> <table border="1" data-bbox="587 656 1284 757"> <tr> <td>秋田市8回</td> <td>鹿角市1回</td> <td>大館市3回</td> </tr> <tr> <td>能代市2回</td> <td>由利本荘市4回</td> <td>大仙市4回</td> </tr> <tr> <td>横手市2回</td> <td>羽後町1回</td> <td></td> </tr> </table> <p>(イ) 講習受講人員 722人（昨年比 -6人）</p> <table border="1" data-bbox="587 786 962 857"> <tr> <td>選任時講習</td> <td>361人</td> </tr> <tr> <td>定期講習</td> <td>361人</td> </tr> </table> <p>(ウ) 講習受講者職種別</p> <table border="1" data-bbox="587 880 1430 1115"> <tr> <td>金融・保険業</td> <td>282人</td> <td>娯楽業</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>建設・不動産業</td> <td>79人</td> <td>製造業</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>運輸・運送業</td> <td>9人</td> <td>警備業</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>販売業</td> <td>74人</td> <td>医療機関</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>旅館ホテル業</td> <td>15人</td> <td>公務所</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>飲食店営業</td> <td>3人</td> <td>その他</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>41人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	秋田市8回	鹿角市1回	大館市3回	能代市2回	由利本荘市4回	大仙市4回	横手市2回	羽後町1回		選任時講習	361人	定期講習	361人	金融・保険業	282人	娯楽業	23人	建設・不動産業	79人	製造業	15人	運輸・運送業	9人	警備業	3人	販売業	74人	医療機関	11人	旅館ホテル業	15人	公務所	160人	飲食店営業	3人	その他	7人	サービス業	41人		
秋田市8回	鹿角市1回	大館市3回																																								
能代市2回	由利本荘市4回	大仙市4回																																								
横手市2回	羽後町1回																																									
選任時講習	361人																																									
定期講習	361人																																									
金融・保険業	282人	娯楽業	23人																																							
建設・不動産業	79人	製造業	15人																																							
運輸・運送業	9人	警備業	3人																																							
販売業	74人	医療機関	11人																																							
旅館ホテル業	15人	公務所	160人																																							
飲食店営業	3人	その他	7人																																							
サービス業	41人																																									
<p>8 第8号事業 （不当要求情報管理機関に対する援助）</p>	<p>(1) 研修会への講師派遣、暴力団の活動状況等の情報提供（通年） 秋田県銀行警察連絡協議会等関係機関・団体と連携を密にし、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供。</p> <p>(2) 照会に対する回答（通年） 関係機関・団体等からの照会には、迅速的確に対応。</p>																																									
<p>9 第9号事業 （被害者の救済・支援活動）</p>	<p>(1) 被害者の救済・支援活動 令和4年度取扱いなし。</p> <p>(2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報 ア ホームページによる広報。 イ リーフレット「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報。</p> <p>(3) 会議、講習会等を活用した広報 リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等において広報。 不当要求防止責任者講習《事務局長、常勤相談員》（25回）等</p>																																									
<p>10 第10号事業 （少年指導委員の活動に必要な研修等の実施）</p>	<p>(1) 少年指導委員研修会における講話の実施 第4号事業（少年に対する暴力団の影響を排除する活動）に記載のとおり</p> <p>(2) 関係機関・団体との連携 第4号事業（少年に対する暴力団の影響を排除する活動）に記載のとおり</p>																																									

事業名	事業内容																																	
11 第11号事業 (調査研究活動)	<p>(1) 秋田弁護士会との連携強化 秋田弁護士会・秋田県警察との「民事介入暴力対策研究会」において、情報交換及び調査研究。《専務理事、事務局長出席》 (配付資料上表のとおり12月20日)</p> <p>(2) 調査・資料収集活動 県内外の情報を調査・収集し、業務運営及び県民会議発行の広報資料等に活用。 ア 暴力追放相談員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会 《事務局長・常勤相談員》(リモート:4月26日) イ 福島県暴力追放推進センターに対する視察 《専務理事・事務局長》(5月20日) ウ 東北ブロック暴力追放推進センター連絡協議会 《専務理事出席》(6月3日) エ 暴追センター専務理事・事務局長等研修会 《専務理事出席》(9月15日)</p>																																	
12 その他	<p>(1) 令和4年度の理事会及び評議員会の開催状況</p> <table border="0"> <tr> <td>ア 理事会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ア) 第1回通常理事会</td> <td></td> <td>(5月18日)</td> </tr> <tr> <td> (イ) 第2回臨時理事会</td> <td></td> <td>(6月13日)</td> </tr> <tr> <td> (ウ) 第3回臨時理事会 (書面表決)</td> <td></td> <td>(7月28日)</td> </tr> <tr> <td> (エ) 第4回臨時理事会</td> <td></td> <td>(10月31日)</td> </tr> <tr> <td> (オ) 第5回臨時理事会 (書面表決)</td> <td></td> <td>(1月27日)</td> </tr> <tr> <td> (カ) 第6回通常理事会</td> <td></td> <td>(3月16日)</td> </tr> <tr> <td>イ 評議員会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ア) 定時評議員会</td> <td></td> <td>(6月13日)</td> </tr> <tr> <td> (イ) 臨時評議員会 (書面表決)</td> <td></td> <td>(8月15日)</td> </tr> <tr> <td> (ウ) 臨時評議員会 (書面表決)</td> <td></td> <td>(2月10日)</td> </tr> </table> <p>(2) 関係機関・団体の諸会合 ア 株式会社かおる堂創業百周年記念会 《理事長出席》(9月28日) イ 秋田市飲食店組合環同連合会等4団体主催合同新年祝賀会 《理事長出席》(1月9日)</p> <p>(3) 全国表彰受賞 全国暴力追放推進センターに、全国表彰荣誉銀章、同銅章各1名を上申。鹿角地区暴力追放推進委員大森嶮毅氏が銅章受賞。鹿角警察署で伝達式《専務理事参列》(12月12日)</p>	ア 理事会			(ア) 第1回通常理事会		(5月18日)	(イ) 第2回臨時理事会		(6月13日)	(ウ) 第3回臨時理事会 (書面表決)		(7月28日)	(エ) 第4回臨時理事会		(10月31日)	(オ) 第5回臨時理事会 (書面表決)		(1月27日)	(カ) 第6回通常理事会		(3月16日)	イ 評議員会			(ア) 定時評議員会		(6月13日)	(イ) 臨時評議員会 (書面表決)		(8月15日)	(ウ) 臨時評議員会 (書面表決)		(2月10日)
ア 理事会																																		
(ア) 第1回通常理事会		(5月18日)																																
(イ) 第2回臨時理事会		(6月13日)																																
(ウ) 第3回臨時理事会 (書面表決)		(7月28日)																																
(エ) 第4回臨時理事会		(10月31日)																																
(オ) 第5回臨時理事会 (書面表決)		(1月27日)																																
(カ) 第6回通常理事会		(3月16日)																																
イ 評議員会																																		
(ア) 定時評議員会		(6月13日)																																
(イ) 臨時評議員会 (書面表決)		(8月15日)																																
(ウ) 臨時評議員会 (書面表決)		(2月10日)																																